氏名ご	又は	
名	称	展

年分 加算税の額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した 年分 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

		賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき						
		A 加算税の基礎 となる税額	B加算税 の割合	C 加	1算税の額	D 加算税の基礎 となる税額	E加算税 の割合	Fカ	加算税の額	減少する	額			
1	①	G (注1)		円 0,000	100	$(A \times B)$	円	円 0,000	100	$(D \times E)$	円		/	
	(I)	Н	(注2)	円 0,000	5 100	$(A \times B)$	円	円 0,000	5 100	$(D \times E)$	円			
② 第66条第2項に係る部分		円 0,000	5 100	$(A \times B)$	円	円 0,000	5 100	$(D \times E)$	円					
第66条第3項の規定の適用がある場合	第	加算	③ 第1号に係る部分	円 0,000	100	$(A \times B)$	H	円 0,000	100	$(D \times E)$	円	1		
		累積納	④ 第2号に係る部分	円 0,000	100	$(A \times B)$	円	円 0,000		$(D \times E)$	円			
	第 3 百	加算後累積納付税額	⑤ 第3号に係る部分	円 0,000	100	$(A \times B)$	円	円 0,000		$(D \times E)$	円			
	の規		⑥ 第1号に係る部分	円 0,000		$(A \times B)$	円	円 0,000		$(D \times E)$	円			
	0	累積納付	⑦ 第2号に係る部分	円 0,000		$(A \times B)$	円	円 0,000		$(D \times E)$	円			
	週用が	税額	⑧ 第3号に係る部分	円 0,000		$(A \times B)$	円	円 0,000		$(D \times E)$	円			
	あ		第3項に係る部分+④+⑤)-(⑥+⑦+⑧))	0,000	100		円	0,000	100		円	/		
	場合	I (注2)		円 0,000	<u>5</u>	$(A \times B)$	円	円 0,000	<u>5</u>	$(D \times E)$	円	/		
⑩ 第66条第6項に係る部分		円 0,000		$(A \times B)$	円	円 0,000	10	$(D \times E)$	円	/				
国外財産調 書文は財産 債務調書に 係る 控除 又 は 加 算 (3) 10% 加 算 額		円 0,000		(A×B)	円	一	5	$(D \times E)$	円	/				
		書に	⑫ 5%加算額	円 0,000		(A×B)	円	円 0,000	5	$(D \times E)$	円	1/		
			③ 10%加算額	円 0,000		(A×B)	円	一 円 0,000	10	$(D \times E)$	円	/		
(((G+H+2)又は(⑨+I))+⑩-⑪+⑫+⑬)		0,000	100		円	0,000	100		円	<u> </u>	円			

- (注) 1 国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額等を記載しています。
 - 2 国税通則法第66条第8項の規定による加算税の基礎となる税額等を記載しています。